

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 指針案について

第11回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年2月16日



本会合においてご議論いただきたい事項

- 昨年11月に取りまとめた内容に基づいて、指針の策定を行っているところ。取りまとめ時点からのエネルギー情勢に係る議論の進展等を踏まえて、取りまとめ内容に加えて、新たに指針に記載する事項について、ご議論いただきたい。

	2021年度						2022年度		2023年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	4月
制度設計・省令改正		★ 料金制度専門会合 取りまとめ ↓ エネ庁への報告 ↓ ★ エネ庁 取りまとめ					→ 省令改正等		
申請・審査							★ 一般送配電事業者 による申請	★ 収入上限の承認 託送料金の認可	レベニューキャップ 制度の開始
							→ 審査		

※申請、審査の具体的なスケジュールは今後検討。

(参考) 指針の位置づけ

- 改正電気事業法においては、国が指針を定め、それに基づき一般送配電事業者が事業計画を策定し、それに必要な収入を算定し、経済産業大臣の承認を受けることとされている。

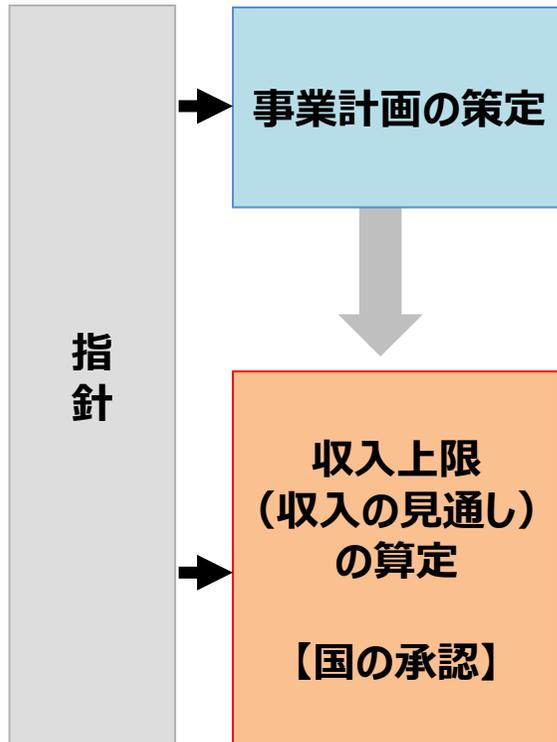
【参考】改正電気事業法-該当条文-

(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、**必要な指針を定め、これを公表するものとする。**

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。



論点事項①. 目標項目の具体化

- 中間取りまとめに記載した各目標項目について、現状のエネルギー情勢に係る議論を踏まえ、資源エネルギー庁とも協議の上、指針において必要な具体化を実施。
- 当該内容について、目標項目設定の基本的な考え方と整合的になっていることから、この内容で進めていくことで良いか。

<具体化を実施した主な項目>

設備拡充

- マスタープランに基づく広域系統整備計画の実施に加え、再エネ大量導入を下支えする観点からローカル系統、配電系統の投資計画の実施を追加
※ただし、過剰設備の縮減、設備形成の合理化の観点も踏まえて、投資を行うことを記載

設備の仕様統一化

- 仕様統一を行う品目の拡大や、仕様統一を通じた調達改善に取り組むことを追加
- 調整力の運用コスト低減を実現する観点から重要な取組である「中央給電指令所システムの仕様統一化」を目標項目に追加

分散グリッド化の推進

- 分散グリッド化の推進に向けて具体的に取組を求める内容として、デジタル技術等も活用したローカル・配電系統における系統運用高度化（ローカルフレキシビリティの活用等）、蓄電池等の分散型エネルギー源の活用推進、中長期的に需要家全体の便益にも資する配電事業者との連携や指定区域供給制度の活用等を追加

指針に記載する目標及びインセンティブ①

分野	項目	目標	インセンティブ
	安定供給実現に当たっての停電対応について	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給実現の観点から、一般送配電事業者が目標として設定すべき停電量の具体的な水準については、高経年化設備更新ガイドラインの運用において、「一般送配電事業者は、本ガイドラインを基に、第一規制期間のリスク量を規制期間初年度四月一日時点の水準を維持することを目標（基本）に高経年化対策工事等の設備保全計画を策定する」とされたことも踏まえ、規制期間における停電量（低圧電灯需要家の停電を対象）が、自社の過去5年間における停電量の実績を上回らないことを、一般送配電事業者に課すものとする。 	収入上限の引き上げ・引き下げ
安定供給	設備拡充の達成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関は、十年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すため、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定する。一般送配電事業者は、その広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、広域機関が策定する広域連系系統の整備に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）について、規制期間における工事全てを実施すること また、ローカル系統について、混雑管理による既存設備の効率的な利用の推進を前提に、費用負担ガイドラインに記載された増強規律や、送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した送変電設備形成ルール等を踏まえて計画した工事を実施すること。配電系統についても、各一般送配電事業者が策定する配電設備形成ルール等を踏まえて計画した工事を実施すること これらの必要な投資を確保する際、コスト効率化と両立させることが重要であるという制度の趣旨に鑑み、系統用蓄電池の効果的な配置等を通じ、既存設備の利用率を向上させ、過剰な設備の縮減設備形成の合理化に取り組む観点も踏まえること 	レピュテーションルインセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ②

分野	項目	目標	インセンティブ
安定供給	設備保全の達成	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民負担の抑制やレジリエンスを確保する観点から、設備保全については、既存設備の有効活用と共に強靱化等も考慮したうえで、コストを効率化しつつ計画的に進めていくことが重要であり、高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量算定対象設備合計のリスク量（故障確率×影響度）を規制期間における初年度四月一日時点の水準を維持することを目標（基本）に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力（人材育成等を通じた中長期的な施工力確保の観点も含む）等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること 	レピュテーション インセンティブ
	無電柱化の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第一一二号）第七条の規定に基づき国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること 	レピュテーション インセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ③

分野	項目	目標	インセンティブ
再エネ導入 拡大	新規再エネ電源の 早期かつ着実な連系	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ導入拡大に向けて、再エネ電源に対する接続・受電対応の円滑化を目指す観点から、次に掲げる目標を設定することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること ② 契約申込みの回答期限超過件数を、ゼロにすること ● なお、接続検討及び契約申込みの回答期限超過理由のうち、受付者都合（一般送配電事業者都合）の超過は、申込み集中、特殊検討・検討量大、受付・検討不備の三区分に分類されているが、恣意的な要因分類を防ぐ観点から、これら全ての区分を目標の対象とする。 	収入上限の 引き上げ・引き下げ
	系統の有効活用や 混雑管理に資する対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や広域機関の審議会における議論を踏まえ、系統の有効活用や混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること ● 当該計画には、既存設備の効率的な利用を推進する観点から、系統の混雑状況を把握・公開するための取組や、ノンファーム型接続や再給電方式など混雑管理を行うために必要な取組、N-1電制装置やダイナミックレーティングなど混雑を回避するための取組等を盛り込むこと 	レピュテーション インセンティブ
	発電予測精度向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ出力制御量の低減や設備の最大限の利用、再エネの予測誤差に対応するための調整費用低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標・計画を設定し、それを達成すること ● 具体的には、予測精度向上に向けた技術開発、分析システムの高度化などを盛り込むこと 	レピュテーション インセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ④

分野	項目	目標	インセンティブ
サービスレベルの向上	需要家の接続対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルを向上させることが重要であることから、需要家の申込みに対する迅速な接続対応の確実な実施を促すために次に掲げる目標項目を設定する。 ① 供給側接続事前検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること 	収入上限の引き上げ・引き下げ
	計量、料金算定、通知等の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルを向上させることが重要であることから、次に掲げる目標を設定することとする。 ① 電力確定使用量について、誤通知の件数をゼロにすること ② 電力確定使用量について、通知遅延の件数をゼロにすること ③ 託送料金について、誤請求の件数をゼロにすること ④ 託送料金について、通知遅延の件数をゼロにすること ⑤ インバランス料金について、誤請求の件数をゼロにすること ⑥ インバランス料金について、通知遅延の件数をゼロにすること 	収入上限の引き上げ・引き下げ
	顧客満足度	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーションインセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ⑤

分野	項目	目標	インセンティブ
広域化	設備の仕様統一化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること ● 具体的には、これまで仕様を統一することとされた品目（架空送電線、ガス遮断器及び地中ケーブル）に加え、その他の品目についても仕様統一の対象の拡大を検討し、達成すること。また、仕様統一化によるコスト効率化効果を確保する観点から、仕様統一を通じた調達改善についても取り組むこと 	レピュテーション インセンティブ
	中央給電指令所システムの仕様統一化	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした中央給電指令所システムについて、仕様統一を達成すること ● 具体的には、今後システム更新時期を迎えるタイミングで、仕様や機能を統一したシステムが導入されるよう、仕様検討に係る計画を策定し、これを遂行すること 	レピュテーション インセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ⑥

分野	項目	目標	インセンティブ
広域化	系統運用の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ● 需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること ● 今後の国や広域機関における議論を踏まえて設定することとし、具体的には導入に向けた「システム開発」や「市場運用、システム運用」等について計画を策定し、これを遂行すること 	レピュテーションショナルインセンティブ
	災害時の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 電事法第三十三条の二第一項の規定に基づき、一般送配電事業者が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること ● 具体的には、災害時連携計画に基づき、非常災害時および平時から事前準備（第六条）、設備及びシステム等の整備（第七条）、関係機関との連携（第八条）、応援事業者の対応（第九条）、被災事業者の対応（第十条）等について遂行すること 	レピュテーションショナルインセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ⑦

分野	項目	目標	インセンティブ
デジタル化	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること ● その際、デジタル化の取組は、電力の安定供給やレジリエンスの向上、再エネの導入拡大に向けた系統制約の克服や系統運用の高度化、保守・点検を含む電力システムのコスト効率化、系統情報の公開、需要家利益の向上、新たな付加価値を持つサービスの創出その他の社会的便益の達成に資するものとするべきであり、また、サイバーセキュリティやサプライチェーンマネジメントをはじめとするセキュリティ対策にも取り組むべきであるという観点も踏まえて、計画を設定し、これを遂行すること 	レピュテーション インセンティブ
安全性・環境性への配慮	安全性・環境性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること 	レピュテーション インセンティブ

指針に記載する目標及びインセンティブ⑧

分野	項目	目標	インセンティブ
次世代化	分散グリッド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること ● 具体的には、デジタル技術等も活用したローカル・配電系統における系統運用高度化（ローカルフレキシビリティの活用等）、蓄電池等の分散型エネルギー源の活用推進、中長期的に需要家全体の便益にも資する配電事業者との連携や指定区域供給制度の活用その他の分散グリッド化の推進に向けた取組について、計画を設定し、これを遂行すること 	レピュテーション インセンティブ
	スマートメーターの有効活用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること ● 具体的には、2025年度以降に順次導入される次世代スマートメーターについて、次世代スマートメーター制度検討会で取りまとめられた仕様を満たしつつその便益を最大化し、かつ、スマートメーターシステムの構築に当たり、仕様統一や調達効率化による費用合理化を実現するため、次世代スマートメーターの円滑な導入に向けた計画を設定し、これを遂行すること。その際、次世代スマートメーターに係るセキュリティについても、次世代スマートメーター制度検討会及びその作業部会における議論を踏まえて策定される「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」や「詳細対策基準」に基づき、対策を具体化すること 	レピュテーション インセンティブ

論点事項②.

資源エネルギー庁における費用回収の在り方の議論を念頭においた事後調整の在り方

- レベニューキャップ制度については、収入上限に要する費用と、外生的な要因等による実績費用との乖離について事後調整（期中調整又は規制期間終了後の調整）を行うこととしている。
- また、昨年12月資源エネルギー庁の審議会において、発電側課金については2023年度の導入を延期し、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方については、2024年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、関係審議会等において検討を行い、2022年中を目途に結論を得ることとされた。
- このため、レベニューキャップ制度導入後に具体的な投資計画が策定されるマスタープランや、需給調整市場への移行による実績費用の検証が可能な1次～3次①調整力費用といった、事業者にとって期初時点で、収入の見通しの算定にあたり予見できない費用の増減については、第一規制期間においては、積極的に期中調整等を行うことが可能となるよう本指針の記載とすべきではないか。
- さらに、発電側課金が2024年度に導入された場合に、期中において需要側託送料金の変更を行うべき事項として、本指針に明記すべきではないか。

次世代ネットワークの構築に要する費用の回収方法①

- 次世代ネットワークの構築費用は、送配電網を利用する対価である託送料金を通じて回収されるほか、昨年成立したエネルギー供給強靱化法により、再エネ導入拡大に関連する費用については、再エネ賦課金を活用した交付金を充当することが可能となった。
- 託送料金と再エネ賦課金を活用した交付金の具体的な負担割合は、今後、個別の送配電網増強プロジェクトごとに、費用便益評価を行う中で、燃料費削減効果やCO2削減効果等を踏まえて決定されることとなる。
- そうした中で、託送料金制度については、必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目指し、2023年度から、一般送配電事業者が、一定期間ごとに、収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける、新たな制度が導入されることとなっている。
- これにあわせて、これまで小売電気事業者が全額負担してきた託送料金の一部について、発電事業者に一定の負担を求める発電側課金の導入を図るべく、電力・ガス取引監視等委員会において制度の詳細について検討が行われ、具体的な制度見直しについて、2018年6月、経済産業大臣に対する建議が行われた。さらに、基幹送電線利用ルールの抜本的見直しを踏まえ、発電電力量kWhも考慮した課金に見直すなどの工夫も重ねてきたところである。
- その後、なお残る論点として、FIT再エネ電源に対する調整措置の在り方について、本委員会において議論が行われ、既認定案件に対する事後的な負担増や、調整措置を実施した場合の国民負担増を懸念する御意見等をいただいている。

次世代ネットワークの構築に要する費用の回収方法②

- 一方で、昨年来、カーボンニュートラル宣言や2030年度の温室効果ガス46%削減目標等により、エネルギーを取り巻く情勢に以下の変化が生じている。
 - －エネルギー基本計画における再エネ目標の大幅な引上げ
 - －再エネの導入拡大における非FIT電源の重要性の高まり
 - －再エネ導入拡大に向けた次世代ネットワークの検討（マスタープラン中間整理）
- このような情勢変化も踏まえ、本年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、発電側課金については、その円滑な導入に向けて、「導入の可否を含めて引き続き検討を進める」とされた。
- 今後、エネルギー基本計画に基づき再エネの導入を加速化する中で、太陽光や風力等の再エネに新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、既設のFIT再エネ電源や非FIT/卒FIT電源に対する発電側課金の在り方や負担調整の在り方等について、エネルギーを取り巻く情勢変化を踏まえてあらためて整理を行う必要がある。
- 同時に、送配電網の増強費用等、再エネの導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて、再エネ賦課金を活用する新たな交付金制度を通じた費用回収と、新たな託送料金制度（レベニューキャップ）を通じた費用回収のあるべき姿について、あらためて検討する必要がある。
- このため、発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方については、2024年度を念頭に、できる限り早期の実現に向けて、上記諸課題について関係審議会等において検討を行い、2022年中を目途に結論を得ることとしてはどうか。